

ウガンダ・アルバート湖畔の漁撈と生活 ——BMUの導入と石油発見の影響について——

田 原 範 子

(平成20年3月31日受理 最終原稿平成20年5月20日受理)

異なる民族が混住し、移動と交流を余儀なくされる地において、日常世界はどのように構築されていくのだろうか。アルバート湖岸の漁村に住む人びとが、湖とどのような関係を結び、いかなる社会秩序を構築し、共同体をどのように創りあげているのかを明らかすることを目的に、筆者は2001年2月よりアルバート湖岸の漁村ルンガRungaおよびその近郊においてフィールドワークを継続的に実施している。

ルンガは、1960年代に人びとが漁撈活動をするために湖岸に沿って出作り小屋を建てたことから発生した集落である。行政的には、ホイマHoima県、ブガヒヤBugahya郡、キゴロビヤKigorobyja区、カパピKapaapi地区(2006年よりキビロKibiro地区)に所属する。人びとはボートを使って投網、刺し網などの小規模沿岸漁業を行い、その漁獲の加工と売買をとおして近隣社会と交流していた。ところが、人びとの漁撈活動がウガンダ政府の水産資源保全計画に抵触するとして、2002年から2003年にかけて水産資源局 Department of Fisheries Resources と軍隊の混成部隊は漁網やボートの焼却処分を数回に渡って実施した。その結果、漁撈手段を失ってルンガを去る人びともいれば、水産資源局が容認する小魚灯火漁へ漁法を変更し、生活維持を図る人びともいた[田原 2005]。

水産資源の保全を最優先する国家、生活のために漁撈に勤しむ人びと、両者の利害が依然として対立するなかで、水辺の問題の解決を目的にして、2004年より水産資源局の主導によって湖岸管理単位 Beach Management Unit (以下BMU) が各岸に順次導入された。本稿では、BMUの概要と導入の意図を紹介した上で、実際にアルバート湖岸地域でいかにBMUが導入され運用されているのかをBMUスタッフと漁撈に携わる人びとの聞き取り調査から詳述しよう。BMUという新たな秩序が、各岸の状況にあわせて多様に運用されていることを明らかにする。そして最後に2003年にこの地域で「再」発見された石油が各岸にどのような影響を及ぼしているのか、漁村社会をどのように変容させるのかを考察する¹。

キーワード：アルバート湖、漁業、水産資源、岸管理、石油

I 新たな岸管理の主体としてのBMU

国土の18%を湖沼や川が占める内陸国ウガンダにおける漁業は、湖で行う淡水捕獲漁業であり、家族や親族単位でボートを使って行う小規模沿岸漁業が主体となっている[FAO 1999:43]。漁業は国内総生産GDPの12%をしめる重要な産業であり、約120万世帯が漁撈によって生計を維持していると推定される[DFR 2006]。全漁獲量の約10%強が輸出され、水産資源の輸出量および輸出高は1991年4,751トン、5,308ドルから2005年36,600トン、143,168ドルへと飛躍的に伸

び[DFR 2005]、ウガンダ政府にとって水産資源はコーヒーにつぐ第二の外貨獲得手段となっている〔Bank of Uganda 2002〕。

水産資源局は、漁業が外貨を獲得し、国内の食料を供給し、人びとに就労機会を提供するだけではなく、国際市場への参入をとおして国内二次産業の成長をも促進する産業だと展望する。そして水産資源は国家財産であり、それを保護し育成することで持続可能な開発を実現することができるとして、そのために新たにBMUを導入した[DFR 2006]。

国家による漁業管理は、1951年に設立された漁業局The Fisheries Departmentによる「魚とワニ法1951年 Fish and Crocodile Acts, 1951」の施行に始まる。同局は、ウガンダ独立後は「魚とワニ法1964年 Fish and Crocodile Acts, 1964」に基づき、農業畜産漁業省 Ministry of Agriculture Animal Industry and Fisheriesの下で自然水産資源の保護・開発・管理を目的に漁業政策を実施してきた。その後、名称を水産資源局Department of Fisheries Resourcesに改め、1995年に「魚とワニ法」に替えて「漁業法 Fish Act」を発布した。漁業法第43部として「漁業（岸管理）法2003年35条 The Fish (Beach Management) Rules, 2003 No. 35」を2003年7月11日に発行し、BMUによる新たな岸管理の実施を謳った。導入されたBMUの数は2006年時点で、ビクトリア湖349箇所、キヨガ湖194箇所、アルバート湖8箇所、ジョージ湖6箇所、エドワード湖5箇所、カジンガ水路2箇所、アルバートナイル川19箇所、合計583箇所である[DFR, 2006: 13]。以下にBMUの概要を紹介しよう。

1 BMUの理念

2004年の国家漁業政策National Fisheries Policy (NFP) の骨子「漁業管理における脱中央集権化とコミュニティの参画」を踏まえて、水産資源局はBMUを「漁業に関する機能、権力、事業すべてを脱中央集権化し、管理に関する意思決定を、コミュニティの参画の下で民主的に行う」ことを可能にするものとして位置づけ、その実施により次の3点を実現するとした[DFR 2003:16]。

- (1) 貧しい者と周縁にいる者を含めたすべての漁業関係者が協同して、水産資源の持続可能な管理のための意思決定に積極的に参加することのできる合法的に保証された制度的枠組みを供給する。
- (2) 水産資源の共同管理について地方行政と国家が連携して法律を制定し政策を推進するにあたり、漁業関係者に公的に認知された組織的役割を与える。
- (3) 漁業に依存するコミュニティの人びとの暮らしと福祉を、地域計画・資源管理の改革、管理方法の改善、民主的な参加および自己啓発をとおして向上させる。

BMUは、従来の岸管理体系を刷新して、地域主導型の漁業を実現するための指針であり、水産資源の枯渇に対処する責任を負うものとされる。水産資源局によれば、水産資源の枯渇の主たる原因是、違法な漁網と漁法、魚の産卵場所での漁、未成熟な魚の捕獲、人口増加に伴う漁

師数・漁場・ポートの増加である。そして漁師間の競争は違法な漁法の蔓延に拍車をかけ、水産資源の枯渇を推進する悪循環を引き起こすと結論する[DFR 2003]。

地域主導型の漁業を推進する背景には、従来の地域漁業リーダー Gabungasによる「命令と統制」による岸管理方法への反省がある²。たとえばジョージ湖Lake George、カジンガ水路Kazinga Channel、エドワード湖Lake Edward、ワマラ湖Lake Wamalaでは、魚保護委員会が作られ、魚毒漁法などの違法漁法を禁じるために様々な手段を講じてきてにもかかわらず充分に機能しなかつた。その一因は、組織の運営が民主的に行われなかつたことにあるとする[DFR 2003: 11]。

翻ってBMUは、漁業にかかわる情報を収集する組織であり、国家と地方行政によって権限を委譲され、BMU実施の対象者であるすべての漁業関係者——被雇用者、女性など——を組織の一員として内包するものである。つまりBMUとBMUの一員である市民の期待役割は、漁業計画や漁業開発について政府と共同して責任を負うこと、地方行政Local Councilとパートナーシップを結び政策を実施すること、漁業運営についての詳細を決定し、漁業による利益の配分を管理することになる[DFR 2006]。

2 BMUの活動指針

BMUの対象となるのは、公示された漁業湖岸gazetted fish landing sites——「政府によって認定された魚の捕獲と処理の場所」——と指名された漁業湖岸designated fish landing sites——「地方行政とBMUによって認定された漁、陸揚げ、処理、加工、売買、情報収集、魚移動許可証の発行へのアクセスを提供する場所」——である[DFR 2003:10]。BMUは「区parish」または「地区sub-county」内の30艘以上のポートがある岸に設置できる。水産資源局は、BMUを通して以下のような漁業共同管理が実現できるとする[DFR 2003: 12-13]。

- (1) BMUに参加することを通してのみ、すべての漁業関係者は合法的に水産資源を利用する権利をもつことができ、BMUに参加しなければ漁業を合法的には行えない。
- (2) 地方行政とのパートナーシップにより、水産資源の管理を規定する政策立案過程に積極的に参加することができる。
- (3) 水産資源へのアクセスを管理するために、地方行政とのパートナーシップによって、ポートと漁網の数に上限を定めることができる。
- (4) 湖全体にかかわる法や条例に則って地域的なルールを設定することができる。
- (5) 水上、陸地における違法な漁業者を逮捕する権利を持つ。
- (6) 国家政策や国家規制に影響を与えるような湖全体を対象とする管理枠組みが必要な場合には、それを呈示する権利が保証される。
- (7) 貧困撲滅とジェンダーに配慮し、地域参加型の意思決定を行うことで、政府や他の基金に誘致することができる。
- (8) BMUの活動や漁業の管理と開発のために、地域税を値上げすることができる。
- (9) 地域の人に漁法や漁撈管理を訓練するための機会を設けることができる。

- (10) 漁業の計画立案と管理方法の改善を目的に漁業情報の収集、使用、伝達方法を改善できる。
- (11) 湖岸における衛生と魚の質を改善することができる。
- (12) 漁業活動中の安全を改善することができる。
- (13) より広い開発計画に焦点を当てて制度的に取り組むことができる。
- (14) 資源枯渇につながる違法な漁法を減少させ、共同管理による魚類販売をとおして、水産資源の生産性を向上させることができる。
- (15) 人びとが市場組織や協同組合を自由に設置したり参加したりすることで生産性を上げ、漁業世帯の生活を改善し、安心して暮らせるようにできる。
- (16) 水産資源管理が改善され生産性が増大されることで、多くの村落コミュニティでは食の安定的な供給が確保される。

BMUの活動は、選挙で選出された議長chairpersonを中心として、事務局長secretary、会計treasurerらを加えた執行部にその他のメンバーを含めた9人から15人が担うように義務づけられている。メンバー構成は、ボート主が30%、雇用されている漁師が30%、魚加工者、ボート大工、漁網の作り手、漁具修理工、漁具販売者など他の関係者が30%、魚商人が10%となるように規定され、全体の30%が女性であることが推奨されている。メンバーとなるための条件は、その地に登録した18歳以上の市民であり、教育を受け読み書き能力を備えていることである。BMUメンバーの任期は2年、再任は一度まで、最長任期期間は4年である。3期目は少なくとも2年間BMUメンバーからの離脱を経て可能となる。BMUメンバーは、基本的に自発的な活動で、給料は支払われない。しかしBMUは、資料(1)の魚流通許可証fish movement permitを発行することで得た歳入金を所属の地区subcountyに納めた後、25%が返還されるので、それをBMUの運営資金に当てることができる³。魚流通許可証の(A)の部分には、購入者の情報——名前と住所、魚種と魚の量、魚のタイプ(生、薰製、塩干し、日干し)——および魚獲得場所の情報——湖・湖岸・マーケット・県の名前、魚の到着地とその県名、輸送の方法、登録番号——を記載することになっている。(B)の部分はBMUメンバーによる認証すなわち、発行日、流通を許可された量、支払料金、魚流通許可証を発行した人の名前と役職名、発行者のサインとスタンプが押される。このようにBMUの活動には多くの権力が委譲される。BMUの登録料は5000シリングと法的に定められているが、上述の項目(8)によりBMUの裁量で登録料を値上げすることも可能になる⁴。

他にBMU導入のために用意されているのは、選挙のための登録用紙、BMUメンバーの登録用紙⁵、漁撈における安全ガイドライン、湖岸における魚の品質の保証と衛生のガイドライン、漁法に基づく湖岸証明書である。「漁撈における安全ガイドライン」は、ボートは航行に適するものであること、ライフジャケットかライフブイを装備すること、ボートには喫水線を明確に引くこと、喫水線が水面から埋没するほどの荷物を乗せないこと、BMU委員会はボートの捜索と援助を保証することを定める。

資料(1)

SECOND SCHEDULE (Serial No.)	Rule 8(1) (a) (National emblem)
DEPARTMENT OF FISHERIES RESOURCES FISH MOVEMENT PERMIT	
(Valid in Uganda only)	
Section A	
Name	Address.....
The bearer is authorised to move fish and/or fishery products from one part of Uganda to another part as per details below and in accordance with the Fish (Quality Assurance) Rules, (1998)	
Fish species (indicate local name)Quantity (kg).....	
Form (Fresh/Smoked/Salted/Sun dried)	
Details of origin	
(i) Lake	(ii) Landing site
(iii) Fish market	(iv) District
Destination	District
Mode of transport	Regn. No.
Section B Attestation	
I the undersigned official certify that the fish has been inspected and conforms to the provisions of the Fish Act and statutory instruments made under it.	
Date of issue	Permit validity
Fees paid	(Ug. Shs.)(in words)
Issuing Officer.....	Title
Signature and official stamp	
<small>Original to the owner of the fish Duplicate to the Commissioner for Fisheries Triplicate to remain in the book</small>	

「湖岸における魚質の保証と衛生のガイドライン」は、魚の取り扱いにおいて、ボートが清潔であること、魚運搬ボートには人びとや他の品物を乗せないこと、魚の汚染を防止すること、魚は正しく氷詰めにされ清潔なコンテナ内で運ぶことを推奨し、岸辺にトイレ施設を設け、使用できる水とゴミ処理のための場所を確保し、魚を取り扱うための衛生的な場所を設けることを定める。岸辺ではすべての人がトイレを使うこと、BMUは湖岸の衛生と清潔な状態を確立し、維持することが義務づけられる。これらのガイドラインを守らない場合、罰金3000シリング、禁固3ヶ月を越えない範囲で罰金を科せられる。

BMUの遂行状況は、水産資源省の得点加算表に従って、岸の属する区または村の執行委員会によって評価される。評価基準は、四半期ごとの会議の有無、資金管理状況、岸計画の進行度、1年間に違法ボート・違法漁網・違法な魚の売買をする車を30%以上減少させたか否か、合法的な刺し網漁による一晩当たりの漁獲が10%増加したか否か、漁業収入を10%増加させたか否

かであり、地方行政メンバーが詳細に記載したものを漁業担当役人に提出することが義務づけられている。

3 BMU導入の背景

ウガンダにおけるBMU導入の背景は、ビクトリア湖環境管理計画Lake Victoria Environmental Management Project (LVEMP) とビクトリア湖漁業調査計画Lake Victoria Fisheries Research Project (LVFRP, Project No.7 RPR372) の遂行によって岸管理の実態が明らかにされたことが背景にある。ビクトリア湖は、表面積が68,800平方キロメートルとアフリカ大陸でもっとも大きな湖でケニア、タンザニア、ウガンダの三国によって領有されている。水揚げされる魚は主としてナイルパーチ、ティラピア、ダガー（小イワシの仲間）である。ビクトリア湖の漁獲量が減少し、環境の悪化が問題化されビクトリア湖環境管理計画が導入されたのは1994年である。その目的は「湖の生態系を調査・保護し、沿岸に住む人々の利益と国の経済を改善させる」ことにあり、湖を保有する3カ国ケニア、タンザニア、ウガンダは、世界銀行とグローバル環境機関（Global Environment Facility）の資金援助によって、共同で実施している。

ビクトリア湖漁業調査計画はEUの開発援助基金（European Development Fund of EU）の援助と指導によって1997年7月～2002年6月に実施された。この調査によって、ケニアのビクトリア湖を担当する漁業省（Fisheries Department）のスタッフ611人に対してウガンダの漁業規則と管理単位（Fisheries Regulations and Control Unit）のスタッフは35人であること、タンザニアでは共同体に基づ盤をもつ湖岸管理単位（Beach Management Unit）が機能していることなど、ビクトリア湖沿岸部における漁業の実態と三カ国の湖岸管理の違いが明らかにされた[Geheb & Sarch, 2002]。ウガンダにおける漁業の管理は、ケニアやタンザニアに比べて、意志決定等が地域コミュニティに委譲されているが、法律の制定がそれにともなわないという指摘がなされた[Kim Geheb et al. p.142]。こうした知見を踏まえてビクトリア湖の漁業にかかわる問題を解決するために漁業政策は、命令や統制によって強制するという体制から、地域共同体による自主的な管理へと重心を移していく。

ウガンダでは調査結果を受けて、ウガンダ漁業調査研究所（FIFA）を中心として稚魚を保護するために編目の細かい魚網の使用禁止、ホテイアオイ除去などに取り組んだ。また2001年よりビクトリア湖岸の漁場を順次3ヶ月から半年間使用禁止にするという強硬手段をとって水産資源の保護に当たった[Geheb, Crean, Medard, Kyangwa, Lwenya & Onyango 2002]。そしてタンザニアの岸管理単位を参考にしてウガンダ側のビクトリア湖岸にBMUを導入し、アルバート湖岸にも2004年以降BMU導入を始めた。次節では実際のBMU導入に焦点を当ててアルバート湖岸の現状を記そう。

II 湖岸管理の多様性

大湖地域の最北部に位置するアルバート湖（モブツ湖）は、アフリカ大地溝帯西北部の底部にあり、東側はウガンダ共和国側エスカープメントに西側はコンゴ民主共和国（以下DRC）側

ウガンダ・アルバート湖畔の漁撈と生活

エスカープメントに挟まれている⁶。アルバート湖は、アルル語でUnek Bonyoと呼ばれる。nekは「殺す」bonyoは「いなご」を意味している。湖岸地域ではいなごが大発生し集団となって水面を渡っていくことがあるのだが、湖上には羽を休めるような場所もなく、そのまま水中に落ちていって死んでしまう様子に由来する名である。ニヨロ語でも同じ意味のMwitanzigeと呼ばれる。

大湖地域では「ルワンダを中心として、紛争が難民や移民を生み、また難民・移民が紛争を生むという循環的な関係が続いてきた」[武内2007] と言われ、1960年～1965年コンゴ動乱、1998年～2002年コンゴ内戦によって、多くの死者と難民が生みだされてきた。ウガンダ北部では、2006年スーダン南部の町ジュバでウガンダ政府との休戦協定が出されるまで、1986年以来20年にわたって政府とLRA (Lord's Resistance Army: 神の抵抗軍) の内戦状態が続き、これまでに150万人が死亡、多くの難民が生み出された[United Nations 2007]。こうした状況により、アルバート湖岸にはコンゴ民主共和国東部、ウガンダ北部および西ナイル地域からの移民・難民が多く、1990年代後半にその数は激増している。移民の多くはアルル人、アチヨリ人などの

アルバート湖



ルオ系民族で、湖岸東部に従来住んでいたニヨロ系ムングング人はバンツー系民族であり、現在の湖岸は多様な民族が混交する場となっている。NGOの活動も活発である⁷。アルバート湖岸の警備は、ブティアバに常駐しボートで湖面沖遠くへ行って漁業活動等を監視する海兵隊marine、不法入国を取り締まる国税局revenue authority、キホロに常駐し違法な漁業を取り締まる海軍maritimeによって担われている。

本節では、BMU以前に機能していた岸管理単位のセンターマスターチームを概観した上で、BMU導入と実際の運営状況を、ブリッサ県、ホイマ県、ネビ県の順に記す。環境保護と持続的開発という目的のため一元的に制度化されたBMUであるが、その導入と運用の状況は岸ごとに多様である。

1 センターマスターからBMUへ

BMUが導入される以前、アルバート湖岸の漁村にはセンターマスターを長とする漁撈組織center master & committeeがあり、地方行政を担当するLC1執行部と共に湖岸管理を行っていた。漁民の選挙によって選ばれたセンターマスターがメンバーを任命して委員会を構成する。センターは船着場周辺を意味し、LC1が人びとの生活全般の諸手続や諸規則の履行を遂行するのと同様、センターマスターと委員会は、漁業全般にかんする日常の出来事を統括管理し、水辺の問題を解決してきた。たとえば、魚網や船の盗難、漁具の誤使用、漁獲分配方法など絶え間ない漁師間の争いは、センターマスターの法廷でLC1執行部とともに解決がはかられた。

センターマスターは漁業担当役人Fisheries Officerと漁業担当役人補佐官Assistant Fisheries Officerと協同することが期待されていた。漁業担当役人は、ほとんどの湖岸が道路整備がされていないため大型バイクに乗って、定期的に漁村を周回し、(1)漁撈技術の漁業コミュニティへの伝達、(2)統計的データの収集、(3)法律(魚とワニ法)の執行、(4)一般的な野外調査活動を行っていた⁸。漁業担当役人から伝えられた漁業に関連する情報を人びとに伝達し、必要とあれば遂行させ、その状況を報告するのもセンターマスターの義務であった。2000年以降、漁業政策は月単位で変化し、センターにかかわる漁業省の通達は頻繁であり、センターマスターと委員会は漁業政策実行のために迅速に行動することが期待され、より多くの権限が委譲された[Rugadya, 2002]。こうしたセンターマスターを中心とする漁撈組織を背景にして、各岸にBMUが導入された。

BMUの具体的な活動の1つに「違法な漁具・漁法」の削減がある。漁具や漁法の違法性は、条例や通達により刻々と変化する。現時点では違法と規定されているものを以下に列挙しておこう。地引き網ココタ、投網バヤ、4インチ未満の編目の刺し網セバおよびゲバ、モノフィラメント(1本化織の魚網)、サイズ10以上の小さな釣り針ゴル(サイズ数が大きいほど釣り針は小さくなる)である。違法とされる漁法は、水面たたき漁、毒流し漁、捕ることを禁じられた魚は、産卵期の魚、未成熟な魚、18インチ以下のナイルパーク(2007年に17インチ以下に改変)である⁹。

2 ブリッサ県Bullisa DistrictにおけるBMUの導入¹⁰

ブリッサ県がまだマシンディ県の一部であった時期に、他県に先駆けてBMUがパイロット計画としてブティアバButiaba、ブゴイゴBugoigo、ワンセコWansekoの3箇所に、ウガンダ漁業消費国家組織Uganda Fish Consumer National Associationの指導の下で導入された。現在（2008年）、ブリッサ県には上記3箇所に加えてカタラ-カロロ、カラカバ、カボルワを合わせて6つのBMUがある。筆者が調査を行ったブティアバ、ワンセコ、カタラ-カロロ、カボルワの現状を報告しよう。

2-1 ブティアバButiaba¹¹

現在、ブティアバBMUには、ブティアバButiaba、ピーダPiida、ボーマBooma、ワルクバWarukbaの湖岸が所属し、登録ボートは全体で946艘、登録漁撈者は約1700人である。BMU登録費用は1人1000シリング／年、漁民の60%以上がコンゴ民主共和国（以下DRC）の出自である。登録ボートのうち70%が小魚ムケネを捕る灯火漁を行い、とくにワルクバは98%がムケネ漁を行っている（2006年時）。

BMU議長のロビンソン氏と事務局長のワンデラ氏はともに2003年11月の選挙で選ばれ、第1期2004年3月から2006年3月まで務め、2006年10月の選挙で再選され、さらにもう1期務めることになった。ロビンソン氏は、BMU導入の理由は、ウガンダ国家の漁業政策に則って魚流通許可証を発行し、合法的漁網の使用を普及させ水産資源保護に努めることだと述べる。BMUを導入した当時を振り返ってワンデラ氏は次のように話した（2008年2月7日）。

私たちが最初、登録を始めたとき、人びとはみんな心配しました。これは初めての試みだったからです。登録後、誰が何を持っているのかが明らかになり、BMUは魚流通許可証を発行して税金を徴収する権威を得ました。2004年3月～7月は毎月1,200万シリング、2005年には毎月600万シリングを徴収することができました¹²。その頃、毎日100台以上のトラックがこの岸に来て魚を運んでいました。政府はこの金額に驚いたのでしょう。この金を使って他の岸にもBMUを導入するために道路建設を始めました。ほとんど同時期に石油会社の人びとが来るようになり、岸に接近するための道路整備を始めました。

そして今、私たちは不利な立場に立たされています。道ができるとトラックは他の湖岸へ行き、今、ここでは徴収金は集まらなくなつたからです。上に立つ人たちはそのうち今ブティアバで何が起こっているのかを知ることになるでしょう。

アルバート湖岸では2006年まで岸辺に通じる道路の整備された町はブティアバ、ントロコ、パニムールの3カ所だけであった。したがって他の湖岸の漁獲は、これらの町までボートで輸送された後にトラックに積み替えられてカンバラや他の都市に運ばれていた。筆者の調査地ルンガは今も道路が整備されていないため18インチ以上のナイルパークなど商業価値の高いものはアイスボートでブティアバに搬送される。しかしワンデラ氏の言うとおり、BMUによる歳

入と石油会社による資金提供で他の岸にも道路が整備された結果、交通要路としてブティアバの重要性は相対的に下がった。

BMU事務所には、湖岸にかんする情報や規則の書かれた紙が貼られ誰もが見られるように配慮されている。事務所の奥には没収された違法な漁網が積まれている。ロビンソン氏は、BMUを運営していく上で問題として次の7つをあげた（2006年時）。第1は地方行政との齟齬、たとえばBMUが違法な漁網を押収しても、LC1執行部が漁民に返すように申し入れがあり、違法な漁業への歯止めをかけにくくなっている。第2は市民とそうでない者（移民や難民）が共存するため管理が困難となっていること、たとえば対岸のDRCでは2.5インチの漁網と14,16,18の小さな釣り針は適法であるが、ウガンダでは漁網は4インチ以上、釣り針は10インチ以下の大きな物のみが適法とされている。したがって同じ漁場に異なる漁が混在することになる¹³。第3は魚流通許可Fish Movement Permitの発行による徴収が困難なこと、第4は水上に出没する盗賊、第5は他の漁業関係者たちとの協同が欠けていること、第6に漁業活動中に脅威となるカバを野生動物保護のため殺せないこと、第7に水産資源に見合わないほど漁民と漁業産業が増加していることであった。

違法な漁具の対応については、BMU内部においても齟齬がある。議長のロビンソン氏は岸の改善のためにBMUのより積極的な介入を実行しているが、ワンデラ氏は、BMUの長所は、年間に違法な漁業を協同して30%ずつ段階的に削減しようとすることだという。彼は、違法漁業を削減することはすべての人にとって痛みのともなう挑戦だが、人びとを先導するBMU執行部は衝撃緩和装置として働くべきであり、「争いを争いで解決するような手段（違法な漁法を強権的に取り締まることの意：筆者注）」に固執すべきではないという意見をもっている。たとえば2008年1月にBMUはコンゴ人の違法ボートを没収して、湖岸からBMU事務所の前まで運び込んだところ、その2日後、男が赤ん坊に乳を飲ませている妻と共に事務所まで来て、2人そろって事務所の前で涙を流して泣き始めたと言う。ワンデラ氏はこれは縁起の悪いことbad omenだとロビンソン氏を説得し、彼らにボートを返して漁をさせてやるように頼み込んだ。

ワンデラ氏は、地方行政を担う県にこの法律を変更する権限が委ねられていないことを問題にする。魚種、漁法、環境は地域により異なり、人びとは経験上それに対応した技法が用いてきた。そうした地域による差異を考慮しない画一的な指針に基づくBMU導入を、政府は脱中央集権化の一環として位置づけているが、実はまさに国家の計画であり中央集権的な漁業管理だと看破する。

DRCからウガンダに来て漁をする人びとが多い理由として、ロビンソン氏は「DRCでは小魚灯火漁が認められていないためだ」と指摘する。ワンデラ氏は「DRCは混沌状態にあるので人びとはこちらの岸に来て様々な漁具を使って自由に魚を捕り、帰るときには私たちの網を持っていく。だからコンゴ人たちと良い管理と良い対話good governance, good communicationを保ちたい」と話す。こうした状況はウガンダが移民の法律をなおざりにしてきたために生じたとワンデラ氏は言う。ブティアバではコンゴ人用の漁業ライセンスを用意し、地方行政LCに出入国管理とともに労働許可を取るように実施を進めている。ワンデラ氏によれば、ウガンダ人が

DRCで魚の売買をする場合、外国人登録に220,000シリングが必要だが、コンゴ人がウガンダで魚を売買する場合、BMUに登録し、魚流通許可証の税金を払うのみで充分であり、外国人登録の必要はない。

しかしワンデラ氏はこうした問題は時間が解決すると楽観的である。つまり、今ウガンダで漁業をしているDRC出自の親をもつ子どもたちがウガンダの教育を受けて育っていき、ウガンダの漁村社会の次世代となる。そして違法な就労形態をとる現世代は年をとり社会の第一線から去っていく。教育と世代交代によって漁村社会は良い方向へと進んでいくと言うのだ。現在、ブティアバBMUは、こうした未来構想の下でLEAF、NELSAP、UFFCAなどのNGOと協力関係を結びながら次のパイロット計画を模索中である。

2-2 ワンセコWanseko¹⁴

ワンセコにも、ブティアバと同じくパイロット計画としてBMUが導入された。議長ブシンゲ氏は、「ワンセコは開拓者である」と誇らしげに語る。導入当初は違法な漁具を没収し、岸辺の衛生を強制したが、現在、人びとは自らの責任で行動し、BMUと同等の立場で協同が可能になったと言う。

BMUが徴収した魚流通税のうち75%は所属地区に残され25%がBMUの活動資金になるが、ワンセコではその5%を岸辺の保護や管理に使うことに決めている。ブシンゲ氏は、「人びとは、岸からどれだけの額を得るかではなく、どれほどの額を岸辺のために投資するかを考えるべきだ」と言う。その言にみられるとおりワンセコBMUは、事務所を新設し、コンクリート製の魚の仕分け台と休憩用シェルターを作り、湖岸のトイレなど衛生施設を建設している。

登録ボートは300艘、そのうちラゴギ漁は190艘、他の湖岸には珍しい電気魚electric fish¹⁵を捕る釣り針漁は30艘である。他に、刺し網漁、釣り針漁、ココタがある。BMU執行部は15人、ムゲングは10人、アルルは5人で、全体の3人が女性である。魚流通許可証発行による歳入は月に80万シリングから100万シリングであり、ブシンゲ氏は、BMU執行部が集団で活動しない限り、活動資金は議長の私腹を肥やすために消費されてしまうと指摘する。

ワンセコの住民はアルル人とムゲング人が半々だという。居住地域での小魚の乾燥は、臭いがひどく、ハエが集まり、コレラが発生するので、コミュニティのルールとして禁止している¹⁶。ワンセコが他の湖岸と異なるのは、漁業に従事する人びとの75%が女性だということである。他の湖岸でも魚の加工はもっぱら女性によって担われているが、女性がボート主や網主となり、男性ワーカーを使って漁を行うのは特徴的である。ここは水深が浅いため、小魚灯火漁ではムケネではなくラゴギが揚がり、その60~65%は女性によって乾燥されているという。

ワンセコの自然環境は他の湖岸と異なる。まずビクトリアナイル川に近いためアルバート湖の他の湖岸に比べて魚種が豊富であること、魚の産卵場所となる渦があること、前述のように水深が浅くムケネではなくラゴギが揚がることなどである。したがってワンセコBMUの役割は、持続可能な漁業のために違法な漁具の撤去と渦の保護に取り組んでいくことだとブシンゲ氏は主張する。とりわけ渦は魚の産卵場所のため漁業は禁止されている。ところがDRCの人び

とはそれを配慮せず未成熟の魚を捕るという。彼は、ウガンダとDRCを架橋する機関がないためにこのような事態が起きるとし、「野生動物の保護育成のための安全地域が設けられ、それを維持するための権限委譲機関があるように、魚も野生動物であり、保護地域と安全地域を設ける必要があり、そのためには権限の委譲された機関が必要だ」と主張する。

ブシング氏が最大の問題点としてあげたのは、BMUが違法な漁網を取り締まる権威をもつてゐる警察や海軍にとって、「金に近づくための組織」にならざることだ。違法な漁具を発見されれば、BMUは漁民の生活を守るために賄賂を払って漁網の没収を止めねばならない。取り締まる側にとって違法な漁網を見つけることは、金を得ることに直結する。実際に海軍Maritimeは燃料を積まずにここに来るという。その場合、BMUは彼らに燃料を買って湖岸から立ち去ってもらわなければならない。ブシング氏は違法な漁具を金づるにする海軍たちを「真剣な番犬serious watchdogだ」と揶揄する。

2-3 カタラーカロロKatala-Kalolo¹⁷

ここは、植民地時代の綿花取引所カタラKatalaがあったことに由来し今もなおカタラーカロロの名で呼ばれる。このBMUにはキシモKisimo村とキティヤンガKitiyanga村が属している。登録ボート68艘のうち、約15~20艘が小魚灯火漁、8艘が適法なグバ漁、他は違法とされる2.5~3インチの刺し網でアンガラを捕り、釣り針漁は行われていない。BMU登録者数は約500人、当地域出身者が多く、岸辺には住まず、村からここへ通つて漁をする。漁師が岸辺の出作り小屋に居住しながら漁を営む漁村の多い中、これは異例である。

BMUは2006年9月23日に選挙が行われ、10月16日から実際に動き始めた。BMU議長のムジニ氏は、「私たちの仕事は、違法な漁網を消滅させて水産資源を維持することです」と述べる。集会を約3ヶ月ごとに開催し、人びとの意識向上に努めている。BMUはすべての漁網を4インチ以上の漁網へ変換させていく必要があるが、DRCとウガンダは法律が異なり、ウガンダで違法とされる漁具がDRCでは合法であり、その漁具を使ってコンゴ人たちがウガンダ側で漁をすることが問題だと指摘する。

2-4 カボルワKabolwa¹⁸

このBMUには167艘のボートが登録されている。そのうち50艘がンゾゴロ、ンガシア、キンジャ、アンガラなどの魚を対象に漁をする4インチ以上の刺し網漁グバで、14艘がンプタ、ラニニヤなどの魚を対象にする7インチ以上の刺し網漁グバ、そして釣り針漁ゴルは8艘である。これらの魚は季節や気候によって変動on/offする。ここは水深が浅く魚の産卵場所であるため、漁師協定によって小魚灯火漁は禁止されている。他の網は違法な漁網マラフクである¹⁹。また他の湖岸ではほとんど見られないが、女性がカゴンガKagongaとよばれる籠を使ってラゴギ漁を行つてゐる。

BMU執行部は11人であり、そのうち10人が現地出身のムグング人、1人がコボコKoboko出身のカクワKakwa人である。議長のムキタレ氏は、去年（2007年）はタンザニア、一昨年（2006年）

はケニアに行きビクトリア湖岸の状況を視察し、研修を受けた。彼は、色とりどりのボートが整列しているコンクリート整備されたビクトリア湖岸の風景写真（タンザニア）を筆者に見せながら、「私たちの岸をカレンダーの写真のようになる予定だ」と言う。BMUから漁撈者への情報通達は、事務所の前にある鐘を使って行う。

BMUの魚流通税の徴収額は、漁獲によって変動するが、月額10万シリングから30万シリングで、ブリッサの労働者銀行Worker's BankにBMUの口座を開設する予定である。漁獲は、ンゾゴロ（ティラピア）の鮮魚はケニアへ、小魚ラゴギはアチョリ人の女性魚商人によってキトゥグンKitgunや他の魚商人によってキソロKisoro県へ運ばれる。塩乾燥魚ミカドは、パニムールを経てアルア県へ、乾燥魚マケゼはネビ県のパイダへ行くという。

BMUを運営するまでの困難を問うと、何事も集会で決定するのでそれほど困難はないしながらも、DRCの人たちが小さな網目の漁網を使うことをあげた。その言葉を裏付けるようにBMU事務所の奥には没収した0.8インチと1.5インチの網目の漁網が80フリート余り、うずたかく積み上げられていた。漁業担当役人の来訪時に燃やして見せしめにするという。

BMU教育担当役員のバゴンザ氏は、ここではたった9歳の少年が漁に出て2,000シリングを儲けて来るという例をあげながら、彼らを学校に入れて彼らの関心を漁以外の他のものにも向けさせたいと抱負を述べた。ここには政府の小学校がP1～P5まであり、生徒たちの60%がアルル人で他はムグング人、5人の教員はアルル人とムグング人である。

3 ホイマ県におけるBMUの導入

ホイマ県のBMUの導入は2007年以降であり、新制度導入の過渡期にある混乱や不安のなかにある湖岸が多かった。ブリッサ県と同じく、各BMUに科せられた違法な漁網の削減という業務が、取り締まり側の水産資源局、警察、海軍などを懐柔するための罰金徴収という仕事を生みだしている。違法漁網への罰金は、センターマスター時より継続していることであるが、BMUに刷新されてから金額が引き上げられたことで漁師たちの不満は募っていた。魚流通許可証の発行については、各BMUとも適正価格を求めて試行錯誤の段階にあった。魚の流通に科せられた税金を支払うのは魚商人ではあるが、BMUが流通許可証発行額を高く設定すると魚商人の負担になるのではなく、魚商人が漁師の売値を低く抑えるという結果をもたらすことになっていた。

3-1 ルンガRunga²⁰

ルンガBMUには、ルンガ、ニヤマソガNyamasoga、ビクニユBikunyuの3つの岸（センター）が所属している。BMU議長バグマ氏と事務局長サイモン氏によれば、あわせて137艘のボートが登録され、68艘が小魚灯火漁、49艘が刺し網漁、残りが釣り針漁を行っている²¹。漁師は約300人だが、BMUに登録しているのは190人であり、その70%がDRC出自である。ルンガの一日平均水揚げは、ンプタ（ナイルパーク）200～300キログラム、ンゾゴロ（ティラピア）が400～500キログラム、ムケネが3トン、ムケネに混ざって揚がるラゴギが2トンである。漁獲は

季節と漁網によって変動し、2月と9月は風が強く漁に適さない。また、ムナマ、カマドゥル、ンガシア、アンガラを揚げるには3インチ以下の網が必要だが、禁止されているため捕れないという。1キログラム当たりの値段は、ナイルパートが1,000～1,300シリング、シゲゲが1,000～1,500シリング、ムケネ400シリング、ラゴギ300シリングである。ナイルパートは工場へ送られ、ティラピアは魚商売人によって引き取られる。

BMUの導入は、2002年、2006年に実施されたLC1選挙と同じく、LC3レベルのニヨロ系ムング人たちが主導権をとる地方行政の関与のもとで行われた。BMU議長の選挙は2007年7月31日に行われ、水産資源局の漁業担当役人補佐官とキゴロビヤ区長が証人として同席した。議長として選出された前センターマスターでもあるバグマ氏はムング人であり、BMU導入の最大の目的は違法な漁を減らし、岸を発展させてより良い管理を行うことだと言う。

70%の住民がアルル人であるにもかかわらず、BMUメンバー 15人のうち警備担当役員のアルル人1人を除いて他はすべてムング人である。15人中14人がムング人で占められていることについて、かつてセンターマスターを勤めたあるアルル人漁師は、BMU選挙は金銭授受によって行われた「マナーレス」なものであったと批判する。選挙の詳細な情報がアルル人漁民たちに周知されなかったこと、その結果、漁民はほとんど集まらなかったこと、BMU規則で無料と規定されているにかかわらず投票に1,000シリング、立候補には20,000シリングを科したことでも漁民の集まらなかった原因である。「ムング人はただ金を使って選挙しただけだ」「自由な選挙もなく、たった一つの民族がアルル人を支配している」という批判もあるが、「BMU執行部を構成しているのは、ニヨロ人やムング人などここに元々いた人たちだ。アルル人はここに魚を捕りに来た。私たちは彼らに私たちを支配させておけば良いと考えている。アルル人は、ムング人より魚の取り方を良く知っているのだから」という実際的な意見もある。

BMUの主導によって漁村コミュニティに導入されたルールとして、漁師全員に周知されているわけではないが次のようなものがある。

- (1) BMUは夜間の見張りを5人雇用する。各ボートが毎日彼らに魚を1尾ずつ支払う。
- (2) 夜間の漁に出る人以外、湖岸に近づいてはいけない。さもないと罰金を科す。
- (3) もしもAさんがBさんの漁網をAさんのカヌーに乗せたら、カヌーと漁網は即座に自動的にBさんの物になるとする。

違法な漁網についての反則金は、月額最低5,000シリング、刺し網グバは15,000～20,000シリング、9以下の小さい釣り針ゴルは10,000シリングである。非合法化される兆しのある小魚灯火漁についても10,000シリングの徴収が始まり、昨年より急増した浅瀬の毒流したたき網漁の反則金は現在検討中である。徴収した金によって岸辺を監視している漁業担当役人や監視警官の取締が可能になる。センターマスター時代、違法な魚網の反則金は平均約3,000～5,000シリング（1フリート年間200シリング）であった。漁網登録料については、ムケネ用漁網は年間3,000シリング、釣り針漁は年間1,000シリング、そして新規漁業参入者にかけられるセンター

登録料が5,000shsであった。これらの額に比較して現在のBMUの徴収金は破格に高い。払えない場合、漁網を没収されるため、漁民たちは様々な戦術を用いて奪還を図る。たとえば2008年1月に没収された漁網の持ち主はコンゴ人の女性であった。彼女はBMUの事務所の前で、着ていた服を脱ぎ始めたのでBMUは漁網を返さざるを得なかった。

選挙の過程、メンバーの民族構成、反則金の額などでBMUに対する不満や不審はBMU内部でも募っている。BMUメンバーの1人で女性の魚商人は、現在のBMUは腐敗し、活動メンバーは議長を含めた4人だけになっていると言う。魚流通許可証の発行料金は、従来乾燥魚が1キロ20シリング、鮮魚が1キロ10シリングであったが、最近、魚種によっては1キロ500シリングを要求することもあり、ルンガのほとんどの漁師たちは不満を抱えている状態だという。

DRCのZiiから来たある漁師は、14~16の釣り針漁を行っているので反則金を月に10,000シリング払っている。もしも罰金が払えなければBMU執行部は釣り針を即座に没収して事務所に留め置くという。彼は、「ルンガBMUは鉄の手で私たちを捕まえる。センターマスターの方が忍耐強かった。BMUの集会は、彼らが何かを従うように私たちに強要するための場所で、何かを相談する場にはなっていない。BMUはただ私たちに新しい秩序を与えるだけだ。BMUは人びとにさらなる移動を強制するものだ」と話した。

一方BMUの活動を評価する漁師もいる。西ナイルから来てルンガに13年滞在している漁師は、BMUの指導に従って4インチの網を使っていたが、水揚げが思わしくないため、現在は反則金を月額20,000シリング支払って3.5インチの網を使っている。彼はBMUは悪くないと言う。その理由として、2002~2003年時は銃を持った軍隊が家を1軒ずつ取り調べ、違法な漁網やボート没収していったが、現在はBMUがすべての情報を管理し、警察や軍隊に対する交渉窓口となっているので、個人的に取り締まりを受けることがなくなったこと、BMUの開始後漁網の盗難が減り安全になったことをあげた。

3-2 ワキWaaki²²

ルンガから湖岸に沿って北へ徒歩20分ほどでワキに着く。かつてはルンガと同じ地方行政LC1に属していたワキは、現在は独立したLC1となり、センターもルンガBMUの傘下ではなく独自のBMUを設けた。ワキより歴史の長いルンガの小学校が保護者による小学校parents' schoolのままで校舎もなく授業運営が困難な状況にある一方、ワキの小学校は政府の小学校government schoolとなり、新しい校舎も建ち、ルンガ小学校の教員が1人ワキ小学校へ移籍した。

ワキのBMU議長オリエマ氏は、2007年7月17日の選挙で選出された。その後、ホイマで行われた3日間のワークショップに参加し、BMUについて学んだという。登録は2007年9月から始まり、2008年2月時点で登録ボートは100艘、約半分がムケネを捕る小魚灯火漁、約30艘が刺し網漁、約10艘が釣り針漁である。オリエマ氏は、BMUを早期に導入したブリッサ県で岸整備が進んでいることから、ホイマ県はBMUの導入が遅すぎたと指摘する。BMU執行部は、ムダングが8人、アルルが7人で、ルンガのように1つの民族に偏る傾向はない。BMUの歳入は月平均、50万シリングから40万シリングにのぼる。歳入の大半は、小魚ムケネと釣り針漁によ

るナイルパーチの流通許可証発行によるものだ。ムケネは、カンパラ、ネビ、アルア、DRCへ運ばれる。現在のワキの問題はオリエマ氏によれば、漁業用のボートやエンジンの不足、盜難や強盗など安全面での問題、川に隔てられた立地の不便性であった²³。

ルンガに比べて繁栄しているかに見えるワキだが、昨今ボート数は減少している。オリエマ氏は、DRCが安全になったので対岸へ帰ったのではないかと話した。しかしある漁師は、グバでは魚が捕れず、ゴルでも20~30kg捕れる程度であり、ワキでは食べていくのがやっとだと話した。特に2月は強風のため小魚灯火漁もできず、他の岸辺に移動せざるをえない状況であった。数人の漁師たちは、「ワキの税金は私たちには高すぎる」と不満を言う。そのためにここを去る者もいるという。先述したとおり、BMUは魚流通許可を発行して税金を徴収し、地方行政に上納するが、金額の決定はBMUの裁量に委ねられている。税金が高く設定されれば、魚商人たちはそれを差し引いた額で魚の取引をするため、結果的に漁師たちの収入が減ることになる。たとえば、ワキで売買されるムケネの価格は今1キロ300シリングまで下がっているが、ブティアバでは1キロ600シリングである。流通許可証発行の金額が上がることで魚の原価が下がり、結果的に漁師が他の湖岸に移動するという構造がワキの現状から見えてくる。

3-3 セバゴロSebagoro²⁴

セバゴロの登録ボートの数は約200艘であり、登録していないボートを含めても300艘には満たない。BMU議長によれば、2002年から2004年にかけて行われた漁業省による漁網焼却などの介入以降、ここ4年間はほとんどの漁民がムケネ漁を行っているという。以前は釣り針漁が主流であった。今年のムケネの漁獲は良く、ルンガから移動してきた漁師たちもいる。住民のほとんどはアルル人である。BMU導入に問題はないが、ムケネ漁が主流のため、日常の食事のソースであるアンガラなどの魚を、湖岸に住みながらマーケットで買わなければならないという矛盾があると話す。

この地区にはセバゴロを含む4つのBMUがあり、2つのセンターで先にBMUが導入された。区長によれば、BMUの導入は様々な困難を現実化したと言う。違法な漁網が存在すること、違法であることがわかっていても人びとには他の網を買う金がないこと、コンゴ人が別の漁法で漁を行っても、BMUには取り締まる手だてがないことなどをあげた。

3-4 キホロKyehoro²⁵

2007年9月時点で、全ボートは約120艘、そのうち登録済みボートは90艘であったが、2008年2月に登録ボートは300艘、エンジン付ボートは7艘と急増していた。漁師たちは、キホロへの移動理由として、魚が良く捕れること、良いリーダーシップがあることをあげた。漁獲は強い風の日を別にすれば順調で、常に2~3台待機しているナイルパーチ買い付けトラック（3~4トン車）は2~3日で満杯になる。キホロの漁業コミュニティは、漁獲量が少ない時期への対応策として、漁網を1ヶ月~5、6ヶ月のあいだ水中に置いたままにしてハイドロサイナス類（ンガシア、アンガラ）を捕獲する漁法を2007年9月に試験導入し、2008年2月時もその試験は継続

中であった。新しい試みを積極的に行う活動的な漁撈コミュニティの存在が、多民族で構成されたBMUの誕生を促している。

キホロBMUの選挙は次のような手続きで行われた。まず水産資源省担当役人と地方行政区subcountyの漁業担当役人によって集会が開かれ、BMUの告示が行われた。その一週間後に、各業種別に推薦が行われた。漁師boat cluesから4人、ボート主boat ownersから4人、鮮魚の魚商人fish buyersから1人、加工魚の魚商人fish buyersから1人、ボート大工boat builderから1人、漁具修理工gear repairerから1人、漁具販売者gear sellerから1人であった。

BMU議長として推薦されたのは、ネビ出身のアルル人オチリチャン氏、ブリッサ出身のムグング人、キホロ生まれのムグング人の3人であったが、推薦から1週間後の2007年7月に選挙が行われ、最も若いオチリチャン氏が選ばれた。オチリチャン氏は漁師なので、事務局長と情報担当役員をボート主から、会計は漁具販売人から指名し、この4人をBMU執行部とした。こうしてBMUは、議長をアルル人、事務局長をバコビア人Bakobiaとして他はムグング人、ニヨロ人、ルグバラ人Lugbara、コンゴ人など多様な民族と2つの国の出身者で構成されることになった²⁶。9月の筆者の調査時は権限委譲証の到着を待っている段階であり、9月30日に始動することになっているBMU活動についての見通しを聞いた。

彼らは、BMU導入に際して、地区から活動資金の援助を受けずに始められるのか、BMUが漁業調査を行うことを人々は理解し受容するか、また今後、漁網の選定など岸の裁量権がどの程度保証されるのかという懸念を抱いていた。キホロではコミュニティ規則community lawによって小魚灯火火漁を禁じてきた。小魚灯火火漁をしている他の岸で漁獲が減少する傾向を見てきた経験から、小魚灯火火漁が魚の成長fish spanに危害を与えると判断したためである。現在、キホロでは釣り針漁が70%、残りがゲバなどの刺し網漁である。

2008年2月時、BMUの推奨によって、人びとは2.5、3、3.5インチの漁網を、買い換え時に4インチのものに変更しつつあるとのことだった。そして漁師たちは4インチでも、5~7の大きな釣り針でも、沖にいけば20~30キロのナイルパーチが捕れると話す。BMUは以下の4つの漁撈コミュニティの規則を設けていた。

- (1) 湖を汚した者は、殴られる。
- (2) カヌー上でけんかをした者は、罰金を科せられる。
- (3) 漁網を盗んだ者は、即座に警察に送られる。
- (4) 小魚灯火火漁を解禁する(2008年1月末より)。

小魚灯火火漁の解禁は周囲の圧力による。事務局長のバリンダ氏によれば、近隣岸のセバゴロではムケネによる増収が顕著で、2007年7月から魚流通許可証発行による収益は通算1,000万シリングになった。一方、ムケネ漁を禁じているキホロの収益は、同期間50万シリングであり、またBMU議長の長期不在という不利な状態もあり、「政府は私たちにムケネ漁を押しつけようとしている」²⁷。

キホロ岸辺の問題としては、漁具の盗難と岸監視警官が違法な漁網を発見して金を要求することである。現在、キホロには海軍maritimeの湖岸監視員が3人滞在し、ここを基地としてアルバート湖の巡視を行っている。彼らがキホロで賄賂を要求することはないという。漁具の盗難に対してBMUは新たな夜警を雇い入れた²⁸。漁網の盗難は週に1度から2ヶ月に1度程度だが、加害者がコンゴ人の場合、湖を渡って逃げられると回収が不可能になる²⁹。その他、ボートが横切るときに釣り針漁の上糸を切ってしまうなど日常の問題はBMU法廷で解決される。法廷料は5,000シリングで、罰金の上限は10,000シリングである。

3-5 カイソKaiso³⁰

カイソは、キホロから車で10分ほどの岸辺にあり、沖合のタロTullow石油会社の採掘所ンプタwell No.4から最も近い。2007年9月、ボート数は約300艘、18歳以上の登録済み漁民は約1000人であった。釣り針漁が150艘、刺し網漁グバが100艘、グバ以外の漁網50艘で、小魚灯火漁は漁撈コミュニティで禁止しているため0.5%程度であった。2008年2月には、登録ボートは200艘、登録漁師は500人と減少していた。

BMUの選挙は2007年7月に行われた。議長は、BMU導入の問題点として、新しい規則であるため人々に周知が徹底されていないこと、区から運営資金が支払われず、湖岸調査活動を行うための事務用具を私費で購入する必要があることをあげた。2007年9月時点では岸の監視が主たる活動であった。BMUは、アルル人、ニヨロ人、ムグング人、ルグバラ人、バゲケ人（コンゴ出身）、ガンダ人、ルワンダ人など多様な民族で構成されている。

カイソの漁獲量は従来一日70キログラムほどであったが、2007年9月には20キログラムに落ちこんでいた。魚種は、ナイルパーク、ティラピア、ンガラ、カマドゥルなどである。漁獲は、以前はアイスボートでブティアバへ輸送していたが、道が整備されたことで2007年1月よりカンバラやブティアバから車が直接買い付けに来るようになった。ティラピアはパニムールへ、ナイルパークはカンバラへ、ミカドはパニムールへ送られることが多い。

魚流通許可証は、鮮魚は1キロ10シリング、乾燥魚は1キロ20シリングで発行している。各BMUメンバーが許可証を発行し、徴収金を翌日までに会計に届けることになっている。17インチ以上のナイルパークの場合、1週間に3~4トントラックが2台満杯になるため、魚流通許可証は平均週2回発行することになる。カンバラからのトラックは、ナカワのウガンダ魚貨物Uganda Fish Packers in Nakawa、熱帯ウガンダ海産物Tropical Uganda Marine、韓国の会社ウォンスワムWonswamuの4社で、ブティアバからは野生捕獲漁業Wild Catch Fisheriesがボートで買い付けに来る。

BMUのメンバーたちは「政府は不法な漁網を撤去することを私たちに強制するが、私たちはここの人びとは貧しく、他の漁網を買うことはできないことを知っているので、BMUを運営することは困難だ」と話す。しかし、BMUの勧めに応じてゆっくりではあるが人びとは買い換え時に漁網を変えつつあると評価する。

BMU法廷は、漁網や魚の盗難の事件が多く、BMU執行部が被害者、加害者、目撃者を集め

て会合をもつ。罰金の平均は50,000シリングだが、最高額は500,000シリングで、それ以上のケースは上部組織に送ることになっている。またトイレなど健康にかかわる問題を扱う衛生委員会 sanitary committee、湖岸を綺麗にしてゴミを集める監視委員会 monitoring committee などがBMU の下で活動している。当地域のブセルカ区では、2007年のクリスマス時にコレラが発生したため、公衆トイレと綺麗な水が早急に必要な状況だが、石油会社が約束した井戸の掘削はまだ実現していないため住民の不満は募っている。

3-6 ンコンド I Nkondo I³¹

ンコンド I の現在の人口は約3,000人、住民の約80%はコンゴ人であり、難民として来た人も多い³²。BMU議長は2007年7月に選出され、住民集会によってメンバーが選ばれた。メンバーの構成はニヨロ人2人、ムゲング人2人、アルル人7人で、うち女性は4人である。

議長は、村の漁師たちはBMUの価値を認め、協力的だと話す。登録ボートはかつて180艘であったが、現在120艘になっている。登録ボート主は69であり、複数のボートをもつ者も多く、こここのボート主は平均10人のワーカーを雇用している。2001年には小さかった岸が、対岸のDRCから人びとが来ることでBMUも設置されるほど発展したので、地元の人たちはコンゴ人たちをビジネスマンとよぶ。漁業は、農業のように定住することなく魚を追って移動するため、地元民であれ移民であれ漁撈者が共に暮らすことに問題はないという。

岸管理の問題は、漁師とボート主の対立、海軍の来訪である。ワーカーである漁師と雇用主であるボート主の対立は、賃金の支払いや労働条件などが複雑に絡みあい、話し合いによる解決は困難であることが多いが、現在はワーカーが多いため状況はボート主に有利に働いている。ブティアバ、キホロから海軍が銃を手に来訪し、違法な漁網を捜し出して人びとを困らせるので、BMUが彼らに賄賂を渡して問題を解決している。その資金のために、ンコンド I BMUでは、地引き網ココタと3インチの漁網を使用している人は、毎月5,000シリングを支払うことになっている。人びとは新しいシステムを受容するに至っていないが、地引網と毒流しのモノフィラメントを徐々に4インチの刺し網に替えつつあることをBMUメンバーたちは評価する。

魚流通許可証の発行は、9月以降積算して70万シリングとなった。徴収金がそれほど伸びないのは、魚商人のほとんどはNkondo II に滞在しているためである。BMUは25%の還付金を得るために、2月10日までに銀行口座を開設する必要があるが、口座開設は困難だとBMU議長は話した。

漁獲は、たとえば「4月はラニヤは大漁だがティラピアは貧漁だ」というように常に変動している。その状況にここの住民は釣り針や刺し網などの漁具を賢明に使い分けて対応する。漁撈技術を十全に知り、経験を積んだ漁師が人びとのアドバイザーとして指導を行っている成果だという。にもかかわらず生活は決して楽ではなく、BMU議長はここの人びとの生活を「湖が銀行で労働は貨幣です。人びとは今日の食べ物のために湖で働いています」と表現した。

3-7 ヌコンドⅡ Nkondo II³³

2008年2月時点で、登録ボートは400艘、そのうちムケネ漁を行うものは100艘余り、その他はサラシオsalasio、釣り針漁、刺し網漁を行っている³⁴。2月はムケネ漁が好調で、刺し網漁の漁獲はナイルパーチ、泥の中に生息する魚mudfish、ラーニヤが多く、シゲゲ、シゾゴロ、シガシアなどが少なかった。刺し網のほとんどは違法とされる3インチである。

登録漁師は1200人で、その民族編成はアルル、ニヨロ、レンドゥ Lendu、バゲゲBagege（レンドゥ Lenduに近い民族）、コンジョ Bakonjoとンダンディ Bandandiなど多様であり、約60%がDRC出自である。多くはコンゴ内戦を逃れて平和な場所を求めて来た人たちである。中にはウガンダ側の難民キャンプ（Kibale県のKiyaka、Kenjojo県）に収容された後にここに移動してきた人もいる。DRCはエンジン付ボートで3時間の距離であり、日常的にDRCを往復する人びとも多い。

BMUメンバーは、ニヨロが4人、アルルが11人という構成であり、BMU議長は、BMUの目的は人びとの意識を向上させて違法な漁網を減らすことだとする。ここではBMUの登録を無料にしている。なぜなら「漁撈者はカバだ」というアルルのことわざのように、漁師は魚を追って岸から岸へと移動するのが常態だからだ。ウガンダの市民権をもたない者のためには漁業許可証non-citizen permitを区長が発行し50万シリングを徴収することになっている。しかしこの岸辺で実際にその料金が徴収されたことはないという。つまり、この湖岸に来たものは誰もが無料で漁を行うことができる。

違法な網への対応も穏便である。筆者らの訪問時、BMU事務所には地引き網ココタが置かれていた。BMU議長は、「このココタはコンゴ人の持ち物ですが、彼らは2~3日のうちにDRC側に帰るというので、私たちはそれを没収せずに預かっています。なぜならDRCではココタは合法だからです」と説明した。

BMU法廷は1~2週間に1度の頻度で開かれる。漁網の盗難、魚商人の不払い、カヌーが強い風に流されて漁網を切るなどのケースで、法廷料は10,000シリング、罰金は5,000~20,000シリングである。けんかなど日常のもめ事は地方行政組織Nkondo LC1に送る。ヌコンドⅠ BMUとヌコンドⅡ BMUは、同じヌコンドLC1に属している。魚流通許可の発行による歳入は、昨年9月以降現在まで通算100万シリングとなり、ヌコンドⅠの70万シリングを大きく上回っている。

BMU活動における問題点の1つは衛生問題だという。昨年ここでコレラが発生したのは、人びとがトイレを利用しないことが原因だと言われる。慣れていないせいでもあるが、「コンゴ人は、女性はトイレを使うべきではない信じている」ためもあり、BMUが率先して人びとの意識変革を試みる必要があるという。また湖岸の清掃のためにスタッフを1人雇い、各ボートが毎日1尾の魚を彼に賃金として支払っている。

もう1つの問題は、違法な漁網にかかる。ここの刺し網のほとんどは3インチで違法である。それは、漁師の問題ではなく魚商人の要求によるものだとBMU議長は主張する。魚商人と漁師の関係は、魚商人が漁師の生活を支え、漁師は漁獲を恩義のある魚商人に売るという循

環的なものである。魚商人が、100万シリング、200万シリングという多額の投資を行って、小さな魚の漁獲を漁師に要求することもある。こうした場合、漁師はそれを拒絶できない。2008年2月15日にBMUに権限委譲証Authority card が到着すれば、BMUはこうした魚商人を逮捕し状況を変えることができるだろうと話す。

ここでは、漁撈者たちの協同作業が行われていた。人びとがグループを作り、約5リットルの燃料を共同で購入し、エンジンを借りる。そして、エンジンをつけたボートでグループの人びとのボートを牽引し、湖面の沖遠くまで行き漁をする。1つのエンジンで、8~10艘のボートを牽引することができるという。各ボートはエンジン賃貸料として、所有者に5,000シリングを後で支払う。

このような漁業の知識や技術はコンゴ人たちに習うことが多いという。BMUメンバーは「彼らは、ウガンダ人より魚の取り方を良く知っています。問題は、コンゴ人たちが、漁業にのみ関心をもっていることです。驚くことに、小さな少年さえも漁をして小遣いを稼ぐことができるのです。我々はそういう子供たちを学校に入れて漁以外にも関心を広げるように教育していきたいのです」と話した。BMUのアドバイザーとして筆者に紹介されたDRC出身の老人は、あらゆる漁法を知っているという³⁵。彼は「沖にいけば魚は必ずいます。大きなナイルパークは水の中にいるのです。しかし小さなサイズの漁網や釣り針ではそれらを捕ることはできません。それらは漁網を破ってしまうからです。今、人びとは大きな魚への興味を失って、小さなサイズの漁網や釣り針で小さな魚を捕っています。私は大きなサイズの漁網で大きな魚を捕る方法を教えています。4.5インチ~9.5インチ、10インチの漁網が大きなナイルパークに適しています」と話した。

4 ネビ県におけるBMUの導入

ネビ県の最大多数民族はアルル人であり、湖岸部はジョナム郡Jonam County LC3に所属する。ジョナムLC3議長オクムOkumu Robert氏によれば、この地域の80%が移民で、そのうち60%がDRCからの難民、他がアチョリ人、ニヨロ人、アルア人である。ジョナム郡のコミュニティのうち約50%が漁業のみに依存している。彼はBMUが画一的に4インチ以上の刺し網漁を強力に進めることに違和感をもっている。ネビ県はナイル川流出口に近いため魚種が36種と多様で、漁業の形態も他県とは異なる。小さな魚の多い地域では小さな編み目の漁網も必要ではないかとオクム氏は疑問を投げかける。現在、ネビ県にはパニムールシンギュラー Panyimur Singular、アングム Angum、カヨンガKayonga、デイDeiと4つのBMUがある。筆者が訪問した3つの岸の状況を報告しよう。

4-1 パニムール-シングラ Panyimur Singla³⁶

ここは、西ナイル地域、北部アルア地域、コンゴ民主共和国の中継地であり、毎週月曜日に魚マーケットが開かれる。鮮魚、乾燥魚マケゼ、塩乾燥魚ミカドなどあらゆるタイプの魚とその加工品が売買される。

BMUが導入されたのは2004年である。BMU議長は、以前は約80艘のボートが登録されていたが、昨今漁獲高は芳しくなくDRCの移民たちが去ったため、2007年9月時点で登録ボートは60～70艘、登録漁師は180人に減少したと言う。小魚漁が70%、刺し網漁は10%で、小魚漁は灯火漁ではなく、日中にポリッジを使って行う漁で、ムケネではなくラゴギが捕れる。刺し網漁では、ンゾゴロ、ンガシア、アンガラが捕れるものの水揚げは昨年に比べて格段に少ない。

BMU議長は、BMU運営の問題点として貧漁と漁網の不足をあげる。人びとは「銃によって強制されることに慣れていて、銃がなければ動かない」のでBMUの計画は無視されることが多く、登録作業さえも滞りがちだと言う。すでに権限委譲証は配布され、魚流通許可証の発行による歳入金の25%はBMUに還付されている。違法な漁網を取り締まるためにはパトロールボートが必要であり、その費用を還付金で捻出するのは難しいと話した。

4-2 デイDei³⁷

デイはDRCとの国境沿いにある。300艘のボートが登録され、そのうち100艘が小魚灯火漁、10艘が釣り針漁、他がグバ刺し網漁である。アンガラanagara、グルgur (nile perch)、ンゾゴロnzogoro、キシンジャ kisinja、ワソニwasoni (yellow fish)³⁸、ニヤイnyai (mud fish)、ンガシアngassiaなど魚種は多様で季節によって変動する。町には政府の小学校があり、クラスはP1～P7まで12人の先生がいる。

BMUメンバーは全員アルル人で、議長、副議長、秘書、副秘書、会計5人の執行部に加えて10人のメンバーで構成され、そのうち3人はコンゴ人である。BMUの選挙は、1回目2004年、2回目2007年10月3日に行われ、現在の議長は2期目であり2008～2009年までこのメンバーで継続する。議長は、BMUはより良い漁業のために導入されたものであり、政府の指示に従って未成熟な魚を保護し、人びとの意識の向上を図ることが目的だと話す。

漁網がボートに横断されて切られることや無理解による不正行為もあるが、BMU導入以降、100艘あった違法な漁は今や10艘になり、違法な漁業は確実に減少している。こうした成果をもたらしたのは人びとの意識向上だと言う。BMUは意識向上のために次のようなことを試みた。

人びとに違法な漁網による収穫（たとえばバケツ1杯の小さな魚）と、合法的な漁網による収穫（たとえば、アンガラ1尾=4,000シリングとか、1キロのナイルパーチ=2000シリング）を目の前に置いて比較させました。そして合法的な漁網で得られるものの方が、より良いことに気づかせたのです。

他の湖岸でしばしば問題にされた漁網の盗難は、大きなサイズの漁網が導入されて以降、発生していないという。BMUは警備員を1人雇い入れ、各ボートが毎日1尾の魚を支払っている。

コンゴ人もBMUメンバーとして共に活動している。議長は、デイのコンゴ人はこの地に永住するために来た人びとであり、彼らはかつて累進税graduated tax（現在は存在しない：筆者注）

を払い、投票カードを得て市民になっていると言う。だから彼らはここで自由に漁撈を行うことができるし、もちろん労働許可のためにお金を支払う必要はない。

魚流通許可証の発行は、漁獲量によって変動するが、月に50万シリングから100万シリングであり、まだ銀行口座を開いていないため歳入金の25%の還付は受けていない。

BMUには様々な委員会が設けられている。健康委員会は、AFAD (NGO) によって与えられた3つのトイレを維持管理する責任を持ち、各ボートから毎月1,000シリングを徴収している。また魚の陸揚げを、地面ではなくゴザpaparusの上で行うことを推進している。仕事生産委員会では違法な漁網の削減のための計画立案を、岸計画委員会では岸辺の改革のための計画立案を、安全委員会では漁具の盗難に対する対策を、情報委員会では漁業にかかる良い情報伝達の方法についての計画を立案してBMUに諮る。

BMU以外にも住民主導の水資源委員会がある。デイには6つの井戸があり、現在4つが稼働している。それらの井戸を維持管理するために、各戸で料理を担当する者（女でも男でも）が月に200シリングを支払うことになっている。水資源委員会は、徴収金を必要に応じて支出できるように、パニムールの村落銀行village bankに預金し管理している。日雇い労働者(jurudwaruアルル語)委員会、ボート大工boat builder委員会もあり、代表者が労働条件等を雇い主たちと交渉することができる。

ここには「漁業協同グループ」が作られている。デイの53人の漁師（内ボート主が1人参加）が集団となって、魚商売人たちと取引交渉をするというものだ。BMU議長は、この湖岸がモデルケースとなるだろうと話す。ところが、「漁業協同グループ」の集団証明書の発行手続きのために、エンテベの水産資源局に出かけたグループの一人の男が費用37,000シリングの金を持ったまま、行方不明となり、携帯電話も通じないまま計画は現在頓挫している。

4-3 アングムAngumu³⁹

アングムはナイル川河口に近いため魚種が多様で、漁師たちは容易く26種の魚の名前を列挙することができた⁴⁰。ボートはコダkoda（長いポール）を使って運行していることから、沿岸部の水深は浅いと推測される。漁獲の浜わけ方法は、1尾がボート主、5尾が漁網主とワーカーであり、浜分け後すぐに魚をセメント製テーブルに上げ卸売りを行っていた。

BMUの選挙は2007年6月17日に行われ、センターマスターであったアブワ氏がBMU議長に選ばれた。副議長、事務局長、事務局長補佐、会計、警備担当役員など合わせて15人がメンバーであり、警備担当役員のみムゲンゲ人、他14人はアルル人である。BMUの下に、安全委員会、生産委員会、健康委員会、教育委員会を設け、各メンバーが各委員会を担当している。

登録ボートは58艘で2艘が小魚灯火漁、他は釣り針漁を行っている。登録された漁業関係者は200人、ほとんどがアルル人とムゲンゲ人で、少なくとも20%はDRC出身者である。女性もボートや漁網を所有し、ワーカーを使って漁をしている。協同作業のためのグループは組織されていない。

BMUの活動における困難は漁獲が少ないと困っている。漁網の盗難に対しては、夜警を1

人雇って警備に当たらせている。彼への給料として、各ボートが1日に1尾の魚を支払っている。違法な漁網については、人びとは徐々にではあるが合法的な網へと変えつつあり、BMUは人びとの意識向上を推進している。2007年8月に海軍が来て違法な漁網を集めてワンセコへ持つて帰ったという。漁網主たちは彼らを追いかけてワンセコまで行ったが、漁網を取り返せなかった者もいる。

こここの岸辺では魚流通許可証の発行をBMUではなく漁業担当役人が行っている。そこでBMU活動資金は、魚網の登録料（1フリートにつき3,000シリング）、漁網の盗難発見（1フリートにつき1,000シリング）の礼金を得ることでまかなわれている。

5 漁撈関係者の結節点としてのBMU

ブリッサ県、ホイマ県、ネビ県の各岸辺におけるBMUの導入状況を概観した。地方行政LC1、水産資源省担当役人、湖岸監視を行う海軍、漁撈者など漁業を担う人たちの諸関係の結節点として各湖岸のBMUは機能している。以下の論点に絞ってまとめよう。

5-1 違法な漁網への対応

各BMUに共通する問題は、違法な漁網マラフクをどう扱うのかということであった。違法な網を没収して焼き払うカボルワのように強硬手段をとるBMUもあれば、注意するにとどめるンコンドⅡのように柔軟な対応をするBMUもあった。各BMU内部でも違法な網に対する対応は一貫しているわけではなく、ブティアバのように議長は強い対応を望むが、事務局長はBMUが漁業法を強制する圧力との緩衝装置になるべきだと考え、議長を説得するという場合もあった。反則金の額も、カイソでは3インチ半以下の漁網に対して月額50,000シリング、キホロでは月額30,000シリングと異なる。漁撈者たちは、違法な漁網についての罰金が必要であることは知っている。BMUが海軍や警察の監視員を懐柔することで違法な漁網による操業が可能になるからだ。こうした反則金額の多寡、取り締まりの強弱などの多様性は、BMUと漁業関係者の関係性だけではなく、BMUの背景となるコミュニティが創出すると推察できるが、この件については別稿に譲ろう。

5-2 BMUと漁業関係者の関係

センターマスターチームは各岸に1つずつ設けられていたが、現在のBMUは、センターマスターと同様1つの岸にBMUを設定したキホロやワキ、岸をさらに2分割してBMUを設けたンコンドⅠとンコンドⅡ、幾つかの岸を合併してBMUを設けたルンガ、ブティアバ、カイソなど多様である。漁撈者とBMUの関係はBMUの規模による影響も受けるであろう。かつてセンターマスターは漁師たちの代表であり、違法な漁法を行う漁民を逮捕する権限を持たなかった。しかしBMUにはその権限が委譲されている。規模の大きなBMUほど漁師とBMUの関係性が希薄化する。匿名性が増せば法律を強硬に適用することは容易になるだろう。

漁撈者の経験的知識——4インチでは漁獲が少ない場合でも3インチ半を使うと漁獲が上がる

など——と法律が相矛盾する現状では、BMU各メンバーの制度についての認識がBMUの実践において重要な意味をもつことになる。ブティアバBMUのワンデラ氏の「法律は耳を持たない」という言葉は、漁業法と漁民の立場を仲介するBMUの立場を表している。

5-3 コミュニティにおける他者との関係

ホイマ県、ブリッサ県ではムグング人が、ネビ県ではアルル人が従来の住民であった。ルンガのように一方の民族を排除する岸もあれば、ワキやキホロのように両民族が共に参加しているBMUもある。DRCの移民がメンバーの一員となっているデイのようなBMUもある。こうしたBMUのあり方は、5-1で触れたように背景となるコミュニティの姿——他民族や外来者を排除するコミュニティ、外来者を包摂し教育を保証していくこうとするコミュニティ——を反映したものである。

5-4 女性の参加

漁業は性別役割分業が明確な産業である。男性は漁を行い、女性は捕れた魚を加工し販売する役割を担う。そうしたなかでワンセコ、カボルワ、デイでは女性の網主やボート主や籠漁を行う人たちが存在する。だが、そうした湖岸においてもBMUメンバーに参加している女性は少なく、メンバーの30%を女性とするという水産資源局の推奨は未だに実現していない。これについても背景となるコミュニティへと考察をすすめる必要がある。

5-5 創発的対応

BMUの導入は人びとに新たな秩序を強制するものであったが、その秩序はすでにBMUとそれを取り巻く漁撈者によって部分的に換骨奪胎されていた。違法な漁網の使用を続けるために監視員たちを収賄するのはその一例である。またBMUが中心となって新しい協同性・共同性を生みだしていた。キホロでは刺し網を留置する漁法の導入、ンコンドⅡではエンジンを共同で借り上げて漁を行う集団漁業、デイでは漁師たちが集団を作り魚商人たちとの交渉を行う取り組み、こうした共同作業はまだ萌芽的なものであるが、活動がどのように展開していくのか、また他の岸へと波及していくのか継続して調査を行っていく必要がある。そして現在、この地域全体にBMU導入に匹敵する大きな変化が石油の「再」発見によってもたらされようとしている。

III 石油の発見と湖岸の漁業

この地域に初めて石油が見つかったのは1960年代のオボテ政権時代、イスラエル人によってであった。キゴロビヤからキビロにかけてエスカープメントを降りる途中にあるチャムワナ油田Kyamwana oil well とカバブワ油田Kabambwa oil wellから石油を汲み上げていたという。その後アミン大統領による外国人の国外退去により放置されていたが、2002年頃から欧米企業の試験採掘が始まり、2003年カナダの石油会社ヘリテージHeritageが埋蔵量数十億バレルの油田を

確認したと発表した。埋蔵量は未確認だが、スーダンから続く油田だと推測され、現在、カナダのヘリテージとアイルランドのタロTullowによって採掘が進められている。そして2007年11月からイギリスロンドンに本社を置くタワー資源Tower Resourcesも参入し、西ナイル地域のネビ県2カ所で石油探査を行い石油の埋蔵を確認した。タワー資源は、2008年末までにネビ地域のインフラを整備し、地域住民のための健康・教育プログラムを提供すると発表している〔New Vision, 14 Feb 2008〕。

石油の再発見は湖岸の魚の流通を変化させつつある。以前、岸に通じる道路は、ントロコNtiroko、ブティアバButiaba、パニムールPanyimurの三箇所しかなかったが、2004年より各岸に通じる道路が急速に整備され、その新しい道路で魚が輸送されるようになったためだ。たとえばセバゴロでは、石油の発見によって町に「大きな変化great change」(セバゴロBMU議長)がもたらされたと言う。道が整備され陸路で魚を輸送できるようになったことで直接カンパラの業者と取引できるようになった。2007年5月には石油給油所が作られた。同地域の区長は、そうした変化全般について「会社に感謝しているThanks for company」と言う。石油会社の資金援助によりウガンダ政府は生活改善計画をアルバート湖岸32キロメートルに渡って行い、この地区に看護師1人と看護助手1人が常駐するヘルスセンターを作った。石油会社は同地区のLC1の給料も支払っている。現在、小学校の新しい建物を建築中であり、教員がカンパラから派遣される予定である。

キホロでは道が整備されたことに加えて、タロ石油の資金援助で2007年、第1番目の石油油田ンプタ1番が完成し、同時に町にマタニティクリニックが建設された。同じくタロ石油によって小学校の建物は新設され、優秀な教員が5人(1人はカンパラから)派遣されている。ブティアバやントロコから来たアイスポートに卸していたナイルパーチは、2005年以降、カンパラの車に直接卸すようになり、魚流通許可発行の歳入金を順調に徴収している。

ところがタロ石油の採掘場に最も近いカイソは、現時点では道の整備以外の恩恵はなく、不満が募っている。道路の整備により他地域から車の買いつけが増えたため、歳入金の徴収が順調なのはセバゴロやキホロと同様であるが、LC1執行部は、井戸の掘削、石油工場におけるカイソ住民の雇用(2007年雇用は1人)、ヘルスセンターの建設、小学校校舎の新設、教員の宿泊施設の建設を求めてタロ石油と交渉中である。

こうした恩恵と相反して、魚商人たちが恒常にナイルパーチのみを現金で買い占めるため、他の魚種の価格も上昇する傾向にあり、セバゴロ、キホロ、カイソなど岸辺に住む人びとにとって日常の食のために魚を買うことが難しくなってきた。

筆者が継続的に調査しているルンガは現在石油発見の影響を直接受けているわけではないが、石油会社による資金援助で地方行政が潤っているため間接的な変化がある。ルンガに下るエスカープメントの道の整備が、1往復につき人間は100シリング、車は500シリング支払うという使用者負担はあるもののLC3の援助によって始められたのだ。そして2008年からルンガでも石油の試験採掘が始まることになっている。

一方、不利益を被っているのはブティアバである。道が整備される以前は他の湖岸からボ

トでナイルパークが運び込まれていたが、他湖岸での道路整備が進むことで搬入されるナイルパークの量は急速に減少した。BMUの魚流通許可発行による歳入金は現在、2005年時の10分の1にも満たない。2007年1月よりブティアバで操業を開始したナイルパークの加工工場Wild Catch Fisheriesでは、充分なナイルパークを集めることが難しくなっている⁴¹。工場は自家発電によって操業し、管理のためのインド人が18人、現地で雇い入れたワーカーが450人働いている。2007年3月時にナイルパークの買い取り価格を、一般の岸売り価格約1200シリング／キログラムに比して高額な工場持ち込み価格2100シリング／キログラムに設定していた。2007年8月に工場は完成し、買い取り価格を2500シリング／キロに引き上げたにもかかわらず十分なナイルパークは集まらず、工場の処理能力40トンのところ5トン程度の処理を行う状況であった（2007年9月）。またブティアバにはウガンダ陸軍駐留地があり、エスカープメントを使って射撃訓練を行っていたのだが、軍隊兵舎の地下に石油採掘所を作る計画が発表され、兵舎と射撃訓練場を移動せざるをえない状況となっている。

石油会社の採掘活動が湖岸の漁を休止させることもある。2008年2月には、ンコンドI、ンコンドIIで2週間の湖岸閉鎖が行われていた。タロ石油が湖底にワイヤを入れる作業を行うためである。以前は岸閉鎖をせずに作業を行っていたが、カイソでの作業中に漁師たちがワイヤを切断して問題が起きたため、作業中は岸閉鎖をすることになった。休業中の漁師たちに補償金等の支払いは行われていないが、漁師たちは他の湖岸に移動して漁業活動ができるうこと、キホロやカイソで岸閉鎖後漁獲が改善したことなどから、岸閉鎖はおおむね好意的に受けとめられていた。

アルバート湖周辺は1960年代以降、ルワンダ、DRC、ウガンダ、アンゴラを巻き込んだ紛争の絶えない地域であった。石油の発見によりその緊張は高まっている。2007年8月上旬にはウガンダ人3人とヘリテージで働く地質学者のイギリス人1人がアルバート湖上でコンゴ軍に攻撃され死亡した。ウガンダの大統領ムセベニとコンゴ民主共和国の大統領J.カビラは、2007年9月8日、タンザニア大統領Jakaya Kikweteの招きを受けて、安全と石油に関するアルーシャ協定——コンゴ民主共和国内に潜むLRAらウガンダ反政府軍を本国に送還するDDDR（武装解除、軍事行動停止、本国送還、再定住、復興）計画および石油の採掘にかんして周辺諸国を含めて協力するという三国プラスメカニズム Tripartite-plus mechanism ——を結んだ[The New Vision 13 Sep 2007]。しかし9月下旬には再び国境地域で激しい銃撃戦が起き、子供を含むコンゴ住民6人が死亡している。政治的な緊張状態は村の人びとの日常生活に波及する。たとえばキゴロビヤに住む牧師がバイクでキホロを訪問する途中に、バイクが故障し、たまたまそこが採掘場の近くであったため、誰何されIDカードを持っていなかった牧師は身元確認ができるまで1晩拘留された。またキホロのBMU議長は、盗掘された石油を買ったことを理由にパニムールに4ヶ月間拘留された（注27参照）。

国境線が一層緊迫するなかで、アルバート湖岸地域の人びとは漁撈を続けている。漁業を営む人々は、岸から岸へと魚を追い移動の中に住まう人びとである。BMUが導入され、石油の発見によって地域の情勢が大きく変化するなか、人びとは日々の生活を営むためにさらなる

智恵を発揮し、行動することを余儀なくされる。安心・安全からほど遠い環境の中で行われる戦術のなかに、そしてコミュニティの取り組みのなかに、新たな生活が醸成される。

参考文献

- 今井一郎、2000、『パピルスの腑』近代文芸社。
- 飯田卓、2002、「マダガスカル南西部ヴェズにおける漁撈活動と漁家経済」『国立民族学博物館研究報告』第26巻1号、79-129頁。
- 嘉田由紀子、2001、『水辺暮らしの環境学——琵琶湖と世界の湖から』昭和堂。
- 嘉田由紀子／中山節子／ローレンス・マレカノ、2002、「ムブナはおいしくない?——アフリカ・マラウイ湖の漁食文化と環境問題」宮本正興／松田素二編、『現代アフリカの社会変動——ことばと文化の動態観察』人文書院、260-283頁。
- 北川文美、1996、「難民——南部アフリカにおける越境と編入」『移動の民族誌』岩波書店、205-232頁。
- 関恒樹、2007、『海域世界の民族誌——フィリピン島嶼部における移動・生業・アイデンティティ』世界思想社。
- 田原範子、2003、「ウガンダ・アルバート湖畔の漁撈と生活——人と湖の関係」『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部第35号・短期大学部第43号、127-150頁。
- 、2004、「ウガンダ・アルバート湖畔における漁撈と生活——魚網の焼き払い事件より」『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部第37号・短期大学部第45号、81-96頁。
- 、2005、「ウガンダ・アルバート湖岸の漁村における人と湖の関係——多民族混住地域の生活知の構成」平成14~16年科学研究費補助金研究成果報告書（基盤研究(c) (2) : 14510252）、85頁。
- 武内進一、2007、「資料：1960年代のコンゴ東部反乱とルワンダ系住民」『アフリカにおける紛争後の課題——共同研究会中間成果報告書』アジア経済研究所。
- アーリ・ジョン、2000（2006）、『社会を越える社会学——移動・環境・シチズンシップ』吉原直樹監訳、法政大学出版局。
- Asowa-Okwe, Charles, 1994, "Capital and Conditions of Fisher Labourers on Lakes Kyoga and Victoria Canoe Fisheries," Mamdani, Mahmood. & Oloka-Onyango Joe. eds., *Uganda Studies in Living Conditions Popular Movements and Constitutionalism*, Vienna: JEP Book Series, pp.143-182.
- Beattie, John, 1965, *Understanding an African Kingdom: Bunyoro*, New York: Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- Bank of Uganda, 2002, *Background to the Budget Financial Year 2002/2003*.
- Chretien, Jean-Pierre, 2003 (2006), *The Great Lakes of Africa: Two Thousand Years of History*, Straus, Scott translated, New York: Zone Books.
- Debra Spitulnik, 1993, "Anthropology and Mass Media," *Annu. Rev. Anthropol.*, 22, pp. 293~315.
- Dedardm, Modesta, Kim Geheb, Jash B. Okeyo-Owuor, 2002, "Conflicts amongst Resource Users: The Case of Kabangaja Fishing and Farming Community on Lake Victoria (Tanzania)," Geheb, Kim. & Marie-Therse Sarch eds., *Africa's Inland Fisheries*, Kampala: Fountain Publishers, pp.195-210.
- Doyle, Shane, 2006, *Crisis & Decline in Bunyoro: Population & Environment in Western Uganda*, Kampala: Fountain Publishers.
- FAO, 1999, *Fisheries Statistics: Agriculture Production Vol. 88/2*, FAO YearBook.
- FAO, 2002, *Technical Guidelines for Responsible Fisheries 9 Implementation of the International Plan of Action to*

- Prevent Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing, FAO.
- Fountain Publishers, *Uganda Districts: Information Handbook, 2005-2006*, Kampala: Fountain Publishers.
- Geheb, Kim, Kevin Crean, Modesta Medard, Mercy Kyangwa, Carolyne Lwenya & Paul Onyango, 2002, "On Pitfall and Building Blocks: Towards the Management of Lake Victoria's Fisheries," Geheb, Kim. & Marie-Therse Sarch eds., *Africa's Inland Fisheries*, Kampala: Fountain Publishers, pp.142-173.
- Geheb, Kim & Marie-Therse, Sarch, 2002, "Introduction : Meeting the Challenge," Geheb, Kim. & Marie-Therse Sarch eds., *Africa's Inland Fisheries*, Kampala: Fountain Publishers, pp.1-8.
- Kibwila, Dan, 1999, *Maximising Profit in Fish Farming*, Kampalara: Uganda National Farmers Association.
- Leopold, Mark, 2005, *Inside West Nile: Violence, History & Representation on an African Frontier*, Oxford: James Currey.
- Mafeje, Archie, 1991, *Kingdoms of the Great Lakes Region,: Ethnography of African Social Formations*, Kampala: Fountain Publishers.
- Mbaine, Adolf, E. 2006, *Media in Situation of Conflicts: Roles, Challenges and Responsibility*, Kampala: Fountain Publishers.
- Ministry of Agriculture, Animal Industry and Fisheries, Department of Fisheries Resources, July, 2003, *Guideline for Beach Management Units in Uganda*, Kampala. [DFR 2003]
- May, 2004, *The National Fisheries Policy*, Kampala. [DFR 2004]
- August, 2006 , *Fact Booklet*, Kampala. [DFR 2006]
- May, 2007 , *By-Law Development*, Kampala. [DFR 2007]
- Njaya, Friday J., 2002, "Fisheries Co-Management in Malawi: Implementation Arrangements for lakes Malombe, Chilwa and Chiuta, " Geheb, Kim. & Marie-Therse Sarch eds., *Africa's Inland Fisheries*, Kampala: Fountain Publishers, pp.9-30.
- Nsibambi, Apolo. 1998, *Decentralisation and Civil Society :The Quest for Good Governance*, Kampala: Fountain Publishers.
- Nzita, Richard & Mbaga Niwampa, 1993, *Peoples and Cultures of Uganda*, Kampala: Fountain Publishers.
- Roberts, Andrew, 2006, *Uganda's Great Rift Valley: including Queen Elizabeth National Park, Semiliki National Park, and Toro-Semiliki & kabwoya Wildlife Reserves*, Kampala: the New Vision.
- Rugadya, Richard, 2002, "The New Beach Management Units and the Existing (Out Going) Landing Site Committees (Center Master & His Team)," a Presentation at the 1st District fisheries conference at Rural Training Centre Hoima.
- Shiroya, O.J.E., 1992, *Essays on the Pre-colonial History of North-Western Uganda*, Nairobi: The Jomo Kenyatta Foundation.
- Southall, Aidan W., 1954→1970, *Alur Society: A Study in Processes and Types of Domination*, Nairobi: Oxford University Press.
- The Lake George Basin Integrated Management Organisation (LAGBIMO), 3-6 November 2003, *Integrated Management of Lake George*, Uganda, Paper presented to the Regional Workshop on Lake Management Initiatives in Africa, Nairobi: Kule Asa Musinguzi, Fiona Nunan , James Scullion.
- The Republic of Uganda, 1997, *The Local Governments Act 1997*, Kampala: Uganda Printing and Publishing Corporation.
- Uganda Bureau of Statistics, 2002, *External Trade Statistics Bulletin*, Vol.1-2002, Entebbe: Uganda Bureau of Statistics.

Uganda Bureau of Statistics, 2004, *External Trade Statistics Bulletin*, Vol.3-2004, Entebbe: Uganda Bureau of Statistics.

Uganda Government, Fisheries Office, 2002, "Advice on Fishing Gears and Method," a Poster for People in Fishing Village.

United Nations, 2007, *Making Peace Our Own: Victims Perceptions of Accountability, Reconciliation and Transitional Justice in Northern Uganda*.

Wandera, J., 1990, *Notes on the Fisheries of Lake Victoria, Tororo Region*, made during the Frame Survey Exercise, 28th Sep. & 19th Oct. Biostat Rpt. No. 15.

Worthington, E.B., 1929, *A Report on the Fishing Survey of Lake Albert and Kioga*, Cambridge & London.

1933, *Inland Waters of Africa: The Result of Two Expeditions to the Great Lakes of Kenya and Uganda, with Accounts of Their Biology, Native Tribes and Development*, London: Macmillan and co.ltd.

参考資料

南日本新聞「コンゴ、ウガンダ国境の湖緊張——湖底に眠る石油争奪戦」2007年10月7日

The Economisit, 'Do You Want to Share or to Fight?: The Question Posed by the Oil Find in Lake Albert,' Aug. 25, 2007.

The Monitor, 'Musebeni, Kabila Agree on Joint Oil Exploration,' Sep. 13, 2007.

The New Vision, 'The Arusha Pact between Uganda and Congo on Security, Oil,' Sep.13, 2007.

The New Vision, 'Cony Threatens Fresh Attacks,' Sep.13, 2007.

The New Vision, 'We will Publish Oil Revenue, Says Migereko,' Jan.19, 2008.

The New Vision, 'Oil Exploration not to Affect Wildlife -- Official,' Feb.5, 2008.

The New Vision, 'West Nile Oil Test Results Expected,' Feb.14, 2008.

参考web site

FAO, 2006, Source Book for the Inland Fishery Resources of Africa Vol. 1, pp.1-33.

<http://www.fao.org/docrep/005/t0473e/t0473e11.htm> (2006/3/15)

世界湖沼会議International Lake Environment Committee

<http://www.ilec.or.jp/index.html> (2004/5/31)

<http://www.ilec.or.jp/database/database.html> (2004/5/31)

- 1 本研究は、科学研究費補助金・基盤研究（C）「ウガンダ・アルバート湖岸地域の漁村における人的ネットワークとコミュニケーション（課題番号：18530428、研究代表者：田原範子）」の研究援助を受けている。
- 2 Gabungasはガンダ語と思われる。ビクトリア湖、キヨガ湖、エドワード湖などにおける各湖岸の漁業長の名称である [Wandera 1990]。
- 3 BMUとして銀行に口座を設けて振込金を受領することが義務づけられているのだが、第2節で紹介するように、実際には団体として銀行口座を開設することは困難で、新しいBMUは銀行口座を持っていないところが多い。
- 4 2008年2月時点で、1ドル=約1700シリング（ウガンダ）、1ドル=約110円であった。シリングに0.065を積すると円に換算できる。5,000シリング=約324円である。
- 5 登録用紙には、名前、国籍、職業、年齢、性別が記される。ボート所有者については、ボートの登録

- 番号およびポートの形・長さ、ポートの用途（輸送用か漁業用か）、漁網の種類・量・編み目のサイズ、外付けエンジンがあればそのモデル・馬力・シリアル番号、目的とする魚種を記載する。
- 6 西側エスカーペメントは水面より2000メートルと切り立っている。湖の長さは150キロメートル、最大幅は35キロメートルである。最大水深は56メートルで中央西側の岸辺から7キロメートル以内のところである。総水量140立方キロメートル中80立方キロメートルがウガンダ側に属している。流入河川はセミリキ川Semliki Riverで、湖南部より流入する。セミリキ川はエドワード湖Lake Edwardより流出しコンゴ共和国の熱帯雨林Ituri rain forestの西端を経由し、ルエンゾリRwenzorisの北部斜面で川幅を広げる。二つの湖をまたがる流れは森林内数キロメートルで非常に急であるため、動物相の交流には障壁となっている [Worthington 1933, 世界湖沼会議 2004]。
 - 7 現在、アルバート湖岸で活動している漁業に関連した非政府組織NGOはLEAF、NELSAP、UFFCAの3つである。LEAF（エドワード湖アルバート湖漁業計画Lakes Edward and Albert Fisheries Project）はウガンダとコンゴ民主共和国の両国にまたがって活動を行っている。2005年から2007年の30ヶ月間に漁業調査、コミュニティレベルの湖岸管理の計画立案準備、湖単位の開発計画の準備を、アフリカ開発銀行から230万ドルの資金援助を受けて行った。LEAFの母体となるのは、NBI（ナイル川水源湖構想Nile Basin Initiative）の下で活動するNELSAP（ナイル赤道湖支援実行計画Nile Equatorial Lakes Subsidiary Action Program）である。NELSAPには、エジプト、エリトリア、スーサン、ウガンダ、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ブルンディ、DRCが参加している。参加国間で魚に関する規則を統合し、漁師が成長魚のみを捕獲することを実現し、未来にむけて漁業を持続可能なものとするという目的で活動している。LEAFはNELSAPの地域的な実験計画を遂行する。一方、UFFCA（ウガンダ漁業と魚保護組織Uganda Fisheries and Fish Conservation Association）は、湖の固有種endemic fishの保護を中心に活動し、アルバート湖岸の漁撈状況についても膨大な情報を収集した詳細な報告書を発行している。
 - 8 この4項目は、ホイマ県を担当する漁業担当役人補佐官のKaliisa John Hannington（1998-2002 AFO in Hoima）が2002年8月に筆者に説明したものである。
 - 9 2008年調査時のフィールドノートによる。2007年11月にホイマで開催された集会で小魚灯火漁も違法とする通達があったが、現在、県長官個人の意思で通達を差し止めている。
 - 10 ブリッサ県は2006年7月にマシンディ県のアルバート湖岸部分を占めるブリッサ郡が独立して県となった。BMUのパイロット計画が導入されたときはマシンディ県であった。
 - 11 ブティアバでは、2006年8月6日BMU事務局長secretary generalのWandera Eriya氏（60歳代男性、ブリッサ出身、ムングング人、ブティアバ在住30年以上）、2007年9月3日BMU議長chairpersonのSunday Robinson氏（30歳代男性、ホイマ出身、ニヨロ人、ブティアバ在住4年、妻と子ども、その他の家族はホイマ在住）、2008年2月7日BMU事務局長Wandera Eriya氏に聞き取り調査を行った。
 - 12 魚流通許可書の発行によって得た税金の25%がBMUの口座に振り込まれ運営資金となる。ワンデラ氏は、まずスタンビックStanbic銀行に行き断られ、センティナリーCentinairy銀行でも断られた。そこでホイマに開店したばかりのバークレーBarcley銀行に行ったところ、当時はまだ顧客が少なかったため開設することができた。
 - 13 従来、「魚とワニ法」で2.5インチ以上を合法としていたが、2002年に4インチ以上を合法にするという通達がなされ、現在の「漁業法」でも4インチ以上が合法と定められている。
 - 14 ワンセコでは、2008年2月7日BMU議長Businge Godfly（35歳、ワンセコ生まれ、漁具を売るビジネスマン）に聞き取り調査を行った。
 - 15 この釣り針漁の方法は独特で、アルル人しか知らないという。油脂分の多い魚のため身を燻製にしたり乾燥したりして食す。皮はカンバラの工場でプラスチックの原料にされる他、アルル人は薬として

- 使う。
- 16 地域の環境衛生向上にはBMUと地方行政LCが連携して取り組んでいる。昨年（2007年）11月、対岸西ナイル地域ネビ県のパニムールでコレラが発生したため、現在（2008年2月）ワンセコ港を閉鎖しワンセコーパニムール間のフェリーの運航を休止させている。
 - 17 2008年2月8日、BMU議長Mujuni Steaven（30歳、ビクトリア湖から移動して2年在住）にインタビューを行った。
 - 18 2008年2月9日、BMU議長Mukitale Robert Muhembba、一般秘書Tumwesige Francis、会計Barugahara David、教育担当秘書Pastor Bagonza Anthony、青年担当秘書Kiizige Juliusから話を聞いた。他の活動メンバーとしては、市場と生産担当秘書、健康担当、衛生担当の役員がいる。
 - 19 marfukuまたはmarahukuと綴る。アルバート湖周辺地域の人々の説明によれば、スワヒリ語でagainst lawを意味する言葉で、転じて「法の目をかいくぐって画策すること」を表す言葉となり、周辺漁村では一般的に違法な漁網の呼称となっている。
 - 20 BMU議長はBaguma K, Robert、一般秘書官はAssimwe Simon、会計はBabyenda Tekisami、他メンバーとしてHarbert Murungiである。ルンガのBMU執行部への聞き取り調査はこれまでの滞在時に適宜行ってきた。直近の調査では、議長バグマ氏に2008年2月2日、一般秘書官サイモン氏に2008年2月3日に聞き取りを行った。
 - 21 2007年9月時点の聞き取りによる。4メートル以上のカヌーの登録料はウガンダ人の場合30,000シリングである。
 - 22 聞き取り調査は、2007年9月3日、2008年2月10日にBMU議長のOryema H Okello（30歳代男性、アルル人、パクワチ出身、ワキ在住5年）に行った。
 - 23 ワキはブティアバの南側の町カワイバンダKawaibandaとワキを隔てるワキ川、ルンガとワキを隔てるカトゥンギkatunge川によって隔てられている。ワキ川では小舟が往復して人や物を片道200シリングで渡している。
 - 24 聞き取り調査は、2007年9月5日、BMU議長（50歳代男性、ワンセコ出身、セバゴロ在住15年間）とBMU執行部および区長parish chiefに行った。
 - 25 キホロ湖岸がセンターとして確立されたのは1986年である。聞き取り調査は、2007年9月5日15:30～17:30、BMU議長のOcirean Yitzhackと執行部executivesによる会合を開いて行った。2008年2月5日、BMUメンバーのWilliam（キホロ在住10年、43歳、ブリッサ出身）、Paulo（キホロ在住11年、38歳、デイ出身）、Kagame（キホロ在住10年、ビクトリア湖岸）の3人から行い、同年2月6日事務局長兼BMU議長代理Balinda Godfly（28歳、キホロ出身、ムコビア人）から行った。
 - 26 BMUメンバーたちにアルル人などのルオ系、ムダング人などのニヨロ系の人びとの間でルンガにみられるような葛藤はないかと尋ねたところ、彼らは口ぐちに「民族間の齟齬はなく、問題は各個人の性格によってもたらされることの方が多い」と答えた。
 - 27 BMU議長は、2007年10月にタロ石油から盗掘された油を買った罪でタロ石油に訴えられ、西ナイルに逃亡していたが、キホロに帰って来たときに逮捕され、裁判のためにパニムールで4ヵ月間拘束されていた。筆者は2008年2月6日、開放されてキホロに向かう議長にセバゴロ付近で会った。
 - 28 夜警はセンターマスター時にも雇い入れていた。現在の夜警は、キホロに長期在住している信頼の厚い日雇い労働者である。彼の賃金は、毎日各ボートから魚1尾と決められている。
 - 29 コンゴへは25リットルの燃料があればボートで行けるという。
 - 30 2007年9月5日、BMU議長とKaiso primary schoolの校長、2008年2月5日にTaiyonba Tom事務局長（24歳、カイソ在住5年、ブティアバ出身）とBMUメンバーのMujuni Robert（40歳、カイソ在住12年Bullisa,

Kaborwa出身) から聞き取り調査を行った。

- 31 2008年2月6日、議長Tibita David (20歳代男性、ニヨロ人、ンコンド2年在住)、事務局長Odong Vick (20歳代男性、ンコンド3年在住)、副議長Ajuv Agenoga Moris (40歳代、ンコンド15年在住)、連絡調整役員Amini Sadaam (40歳代、ンコンド10年在住) から話を聞いた。
- 32 コンゴからこの岸に来るには、5,000シリングかかる (2008年時)。
- 33 2008年2月6日、BMU議長 (40歳代男性、ニヨロ人、ンコンド在住6年半)、事務局長 (40歳代男性、アルル人)、会計Musinguzi Jimmy (30歳代男性、ニヨロ人、ンコンド在住4年半)、連絡調整担当役員 (20歳代男性、アルル人) に話を聞いた。
- 34 サラシオは、主にコンゴ側の湖岸で行われることが多いという。充分な漁獲を得るまでボートに炭やパラフィンを載せて船上で煮炊きをしながら、湖上に滞在して漁を行う。通常1週間程度かかるという。
- 35 ンコンド在住30年、ウガンダで教育を受けた。
- 36 2007年9月11日にBMU議長のOkello Aldo氏より話を聞いた。
- 37 2008年2月8日、BMU議長Watum Kasiano (57歳男性、アルル人、デイ出身)、会計Binge Grace (42歳女性、アルル人、デイ出身) に話を聞いた。
- 38 8~10インチの漁網で捕れる大きな魚だという。
- 39 2008年2月9日、BMU議長Abuwa Charles (43歳男性、アルル人、アングム出身) と副議長、事務局長、事務局長補佐、会計、警備担当役員らから話を聞いた。
- 40 あげられた名前は、nzogoro, gur, fota, nyai, olike, angara, ngassia, lanya, wasone, lute, kaluka, njere, adinga, wagu, kamadulu, ngungu, olose, mbalwa, lagol, kodo, sire, okwoki, ongala, oteltel, muziri, lagogiの26種である。
- 41 この会社は、Marine Groups of Companiesというインド系資本の会社の傘下にありビクトリア湖岸のエンテベにもナイルパーク加工工場を持っている。